

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年9月9日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500434号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500027号

## 第1 結論

平成3年4月から平成6年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成6年3月まで

私は、平成2年4月から平成6年3月まで大学生であり、平成3年4月から平成6年3月までの期間は国民年金保険料の免除を受けていた。平成8年4月に区役所の職員となったことを契機に、免除されていた請求期間の国民年金保険料を追納した。請求期間を追納期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成3年4月から平成6年3月までの期間については、国民年金保険料の免除を受け、平成8年4月に区役所の職員となったことを契機に、国民年金保険料を追納したと主張しており、オンライン記録によれば、請求期間のうち平成3年4月から平成5年3月までの期間及び平成5年12月から平成6年3月までの期間について免除承認期間となっているが、免除承認期間に係る国民年金保険料を追納するためには追納の申込みが必要であるところ、オンライン記録には当該期間に係る追納の申込みの記録がない上、請求者は、追納した回数、追納額及び追納の申込みについて覚えていないとしている。

また、請求期間のうち、免除承認期間となっていない平成5年4月から同年11月までの期間については、請求期間当時は、国民年金保険料の免除承認期間は申請日の属する月の前月から年度末の3月までであったため、当該期間を免除承認期間とするためには、平成5年度の免除申請を平成5年5月までに行わなければならないところ、オンライン記録によれば、平成5年度の免除申請日は平成6年1月20日となっている上、請求者は、平成5年度の免除申請をいつ行ったか覚えていないとしている。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を追納していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500549号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500028号

## 第1 結論

昭和42年4月から昭和50年3月までの請求期間、昭和50年4月から昭和55年12月までの請求期間、昭和56年4月から昭和57年3月までの請求期間及び平成14年4月から平成15年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和42年4月から昭和50年3月まで  
② 昭和50年4月から昭和55年12月まで  
③ 昭和56年4月から昭和57年3月まで  
④ 平成14年4月から平成15年11月まで

私は、A市に転居した昭和42年4月頃に国民年金に加入し、請求期間の国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に渡していた。請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、昭和44年12月に払い出されており、同年同月時点では、請求期間のうち昭和42年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索でも、当該記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

また、請求者は、請求期間当初の昭和42年4月頃からA市に、昭和50年頃からB市に、昭和56年7月からはC市に住所を有していたと陳述しているところ、A市では昭和45年3月まで印紙検認方式による国民年金保険料の徴収が行われていたが、請求者は、印紙検認に関する記憶は明確ではない旨陳述している上、A市では昭和45年4月から、B市では昭和45年7月から、C市では昭和44年4月から納付書方式による国民年金保険料の徴収が開始されているが、請求者は、国民年金保険料の納付書が送付されたことはなく、請求期間の国民年金保険料を集金人に渡していた旨陳述している。

さらに、請求期間は合計で197か月(16年5か月)であり、行政機関がこれほど長期間の事務処理を誤ったとも考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。